

ちょっと気になる法律コラム 「相続法改正」

弁護士 田中 勇輝

民法の重要な改正が平成29年と30年に行われ、昨年、今年と連続して施行されますので、2回に渡って改正の重要なポイントをお届けします。まずは平成30年7月に行われた相続法改正から。

① 配偶者居住権の新設

以前から、夫婦で夫名義の家に住んでいた場合、残された妻の生活が不安定になるという問題点がありました。お子さんがいて、遺産分割した場合に家の権利を取得すると他に預金などが受け取れなくなるというものです。

この点について、残された配偶者の生活を保障する観点から、配偶者居住権という権利が新設されました。つまり、残された妻は終身または一定期間、夫名義の家に無償で居住する権利を取得できます。これにより自宅については配偶者居住権で住み続け、預金をお子さんと折半して老後の保障に充てることができます。



② 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

①との関連として、これも残された配偶者を手厚く保障するという趣旨で認められた規定です。夫名義の家を妻名義に移しておくことは税制上のメリットからよく行われていましたが、遺産分割の時に、遺産の前渡しと見られてしまうというデメリットがありました。本来、家を妻名義にするのは、夫の死後、妻が住む場所に困らないようにするために行われていましたが、遺産の前渡しと見られその分が差し引かれてしまうためです。この点、今回の改正で居住用不動産については、遺産の前渡しと取り扱う必要がなくなるため、配偶者はその分多く遺産を取得することができます。

③ 自筆証書遺言の方式の緩和

近年、終活などと言われるようになってきましたが、まだまだ法律の定めにした遺言を残す方は少数です。そこで、遺言を活用してもらい、相続人間の無用な争いを避けようとして改正が行われました。

これは、自筆証書遺言の方式を緩和して使いやすくするためのものです。自筆証書遺言は全文、氏名・住所、日付を自分で手書きし、押印が必要ですが、高齢者の方にはかなり負担になっていました。そこで、パソコンで作成した財産目録や通帳のコピーを遺言書に添

付するということができるようになりました。実際八十代の方など字を多く書くのが難しい方もおられますので、少しは利便性が増すと思います。

④ 遺言書保管法

この法律は、特別法として作られた正式名称「法務局における自筆証書遺言の保管等に関する法律」です。自筆証書遺言を遺言者が亡くなるまで法務局で保管してくれるという制度ができました。自筆証書遺言は自筆で書きさえすれば、他に煩雑な手続きがいらないというメリットがありますが、反面紛失や消失のおそれがあり、遺言者の死後、家庭裁判所の検認が必要というデメリットがありました。そこで、法務局で自筆証書遺言を保管し、遺言者の死亡後は、相続人が、遺言書が保管されているかどうか調べることや遺言書の写しの交付を請求することができるようにしたものです。現在でも公証人が関与する厳格な方式である公正証書遺言という制度もありますが、遺言書保管法は費用も安く済み、家庭裁判所の検認も不要なので、自筆証書遺言が更に利用しやすくなると思います。

⑤ 預貯金の払戻し制度の新設

平成28年12月19日の最高裁判決で、遺産分割が終わるまでは被相続人の預金の払い戻しができないという判例が出ましたが、葬儀費用や残された家族の生活費が引き出せないという困った事例が多くありました。

そこで、今回の改正で、預貯金の一定割合（預貯金×1/3×相続分、一金融機関150万円が上限）については、各相続人が単独で、家庭裁判所の許可などを得ることなく払い戻しができるようにした制度です。また、一定割合を超える金額が必要な場合、家庭裁判所に仮の分割を求める仮処分を申立てることは、改正前からできましたが、その場合の認める要件を緩和するという改正もされています。



以上の5つが相続法改正の重要なポイントです。

このうち、①②は2020年4月施行、③は2019年1月施行、

④は2020年7月施行、⑤は2019年7月施行となっています。

リーガル
ドクター
の
ご
あ
ん
な
い

法律事務所絆ではリーガルドクターという制度を設けていて、ご好評いただいています。当事務所では、昨年からの退職代行という業務を行っております。人手不足を背景に、会社を辞めたくても辞めることができない方の代わりに会社と交渉し、退職のお手伝いをします。退職でお困りでしたら、当事務所には是非ご相談ください。
顧問料 年間55,000円(税込)

< 冬期休業のお知らせ >

令和元年12月28日(土)～令和2年1月5日(日)は冬期休業のため休業させていただきます。

< 土曜日 >

交通事故・離婚無料相談実施中

三井神戸ツインビル11階



[編集後記] 今年は4年に一度のオリンピックイヤーで、東京で五輪が開催されます。日本で夏季五輪が見れるのは一生に一度だと思うので、テレビの前からですがしっかり応援したいと思います。
(事務局 A. T)